# 個別受託契約管理要領

## 改廃履歴

改 廃 内 容	実 施 日	作成者	承認日
初版	H22. 06. 21	推進部	H22. 06. 16

# 目 次

第 1条目 的第 2条適用範囲

第 3条 受託契約の締結

### 個別受託契約管理要領

規程番号 3001-0101-04-要 制定日 2010年 6月21日

(目的)

第 1条 本規程は、当社が受託契約を締結するにあたり、契約に関する基本事項を定め、管理 徹底することを目的とする。

#### (適用範囲)

第 2条 本規程は、情報処理システムの開発および情報処理の運用業務など、当社が締結する 受託契約に適用する。

#### (受託契約の締結)

- 第 3条 受託契約を締結する場合、受託業務の内容およびその重要度や機密度に応じて、原則として次に掲げる事項を考慮した契約を締結する。
  - (1) 作業範囲に関する事項。
  - (2) 責任範囲に関する事項。
  - (3) 契約期間に関する事項。
  - (4) 契約金額と支払方法に関する事項。
  - (5) 善管注意義務に関する事項。
  - (6)機密保持に関する事項。
  - (7) 安全対策に関する事項。
  - (8) 損害賠償に関する事項。
  - (9) その他、契約外の事項。